

依頼を受ける際の対応について

依頼の際の適切な対応(規程4条)

依頼を受けようとする場合には、その依頼目的がマネー・ローンダリング(犯罪収益の移転)に関わるものであるか否かを、一般の弁護士の普通の注意の程度において、慎重に検討しなければなりません。

依頼を受けた後の適切な対応(規程5条)

依頼を受けた後に、依頼目的がマネー・ローンダリング(犯罪収益の移転)に関わるものであることを知った場合には、依頼者に対して、それが違法であることを説明して、その目的の実現を回避するように説得しなければなりません。この説得に応じない場合には辞任しなければなりません。

依頼を受けなくて資産を預かる場合の対応について(規程6条)

法律事務に関連することなく、金員等の資産を預かる場合には、その預託の目的がマネー・ローンダリング(犯罪収益の移転)に関わるか否かについて慎重に検討しなければなりません。

慎重に検討した上で、預託の目的がマネー・ローンダリング(犯罪収益の移転)に関わると認める場合には、その資産を預かってはなりません。

慎重に検討した上で、資産を預かる場合には、規程に基づいて、身元確認と記録の保存義務を果たす必要があります。

資産を預かった後に、その預託の目的がマネー・ローンダリングに関わると知ったときは、それが違法であることを説明し、説得に努めなければなりません。



何故この規程を私たち弁護士が実践しなければならないのか?

FATF(金融作業部会)は、2003年6月に、弁護士などに対して、本人確認義務、記録保存義務及び依頼者の疑わしい取引の報告義務を課すことを求める「40の勧告」の改訂をしました。

その後、日本でも、警察庁が中心となり、2007年3月、「犯罪収益移転防止法」が国会で成立しましたが、その立法過程においては、弁護士にもFATFが求める全ての義務を法律上の義務として規定するとともに、疑わしい取引の報告義務の報告先を弁護士会にする案が検討されましたが、日弁連はこれに強く反対したことから、成立した法律では、弁護士に対して、直接に法的規制を設けず、他の士業の例に準じて日弁連の会則で定めることと規定されました。

日弁連は、立法過程において、日弁連は、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を定め、あくまでも自主的に規制することにしました。日弁連のこの取り組みが評価されて、弁護士を含む全ての士業について疑わしい取引の報告義務が法律から削除されています。

しかしながら、FATFは、加盟国が「40の勧告」を遵守しているか否かを、相互審査を実施して監視しており、2008年3月に、日本に対する相互審査が実施されました。

2008年10月に、FATFの対日相互審査の結果が発表され、弁護士に関して「40の勧告」を十分に履行していないとの判断が示されました。そこで、今後、政府や警察庁は、その外圧を利用して、犯罪収益移転防止法の改正を求め、今度こそは、弁護士などの士業について、法律で疑わしい取引の報告義務(密告義務)を課そうとすることが強く予想されます。

「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」は、私たち会員が、マネー・ローンダリングに関与したり、利用されたりすることのないように規定されたものです。その内容が研修や広報等により、会員に広く周知徹底され、会員の間で広く実践されることこそが、犯罪収益移転防止法の「改正」に向けた動きを阻むことにつながると考えられます。

詳細については、日弁連のホームページを見て下さい。

<http://www.nichibenren.or.jp/>

このリーフレットに対する質問は、

日本弁護士連合会法制部法制第2課

03-3580-9844

発行 2008年12月

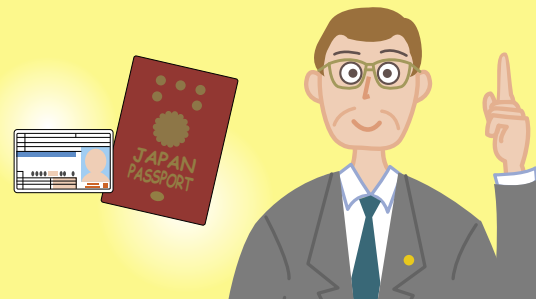
日弁連

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程

2007年7月1日施行

をご存知ですか?

弁護士が、 依頼者の身元確認や 記録保存を しなければならない 場合があります。



日弁連は、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を2007年7月1日から施行しています。

会員は、この規程に従い、一定の場合に、依頼者の身元を確認するとともに、その記録を保存したり、依頼者から財産を預かったりした場合や、依頼者のために一定の取引の準備又は実行をする場合に、その記録を保存することが義務づけられています。

この規程に違反した場合には、弁護士会による懲戒を受ける可能性もありますので、この規程を知っておく必要があります。

JFBA 日本弁護士連合会



依頼者の身元確認が必要な場合

(規程2条1項、2項)

A 依頼者から100万円以上の資産を預かったり、依頼者名義の金融機関の口座を管理する場合

*1回に100万円以上預かる場合だけでなく、複数回にわたって資産を預かり、その合計が100万円以上になった場合を含みます。

例外

- ① 予納金、供託金、保証金等
- ② 債務履行のために預かる場合
- ③ 弁済金、和解金等を受領する場合
- ④ 報酬・費用の前受けをする場合



B 以下の取引を依頼者のために準備又は実行する場合

- ① 不動産の売買
- ② 会社設立、経営のための出資
- ③ 法人の設立
- ④ 信託契約の締結
- ⑤ 会社の買収又は売却(合併、会社分割、事業譲渡、株式売買、M&A等を含みます。)



身元確認の方法(規程2条1項、3項、4項)

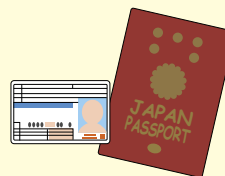
規程は、身元確認の方法について、個人と法人を分けて、次のように規定しています。

A 個人の場合

依頼者の氏名、住所、生年月日を公文書等の提出を受けて確認する。

●公文書等の例

免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート(旅券)、外国人登録証など



B 法人の場合 ①と②の双方の確認が必要

- ① 法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地を、登記事項証明書等の提出を受けて確認する。
- ② 法人の代表者等で、弁護士に依頼する担当者の氏名と役職を、名刺等で確認する。

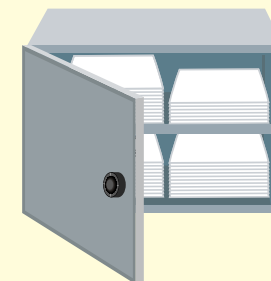
*身元確認を1度行えば、同一の依頼者については、5年間は再度、身元確認する必要はありません。ただし、法人については、担当者を変更した場合に、氏名と役職を改めて確認する必要があります。



記録保存の対象(規程3条1項、2項)

規程は、以下の①、②の記録を保存することを求めています。

- ① 身元確認のため提出を受けた書類の写し
- ② 資産管理行為又は当該取引の概要が記載された書面



記録の保存期間(規程3条1項、2項)

記録は、資産管理行為又は取引が終了した後、5年間保存する必要があります。

